

ごみ処理手数料の見直し方針

令和2年8月

舞鶴市

目次

1. はじめに	1
2. 検討の背景とこれまでの経過	2
3. ごみ処理費用と手数料の状況	10
4. 手数料の見直しの目的	15
5. 手数料見直しの内容	17
6. ごみ排出利便性の向上について	21
7. 手数料の見直しに伴うごみの出し方の変更点	22
8. 不燃ごみ3品目の「指定袋」の規格、販売	24
9. 手数料の料金水準について	25
10. 他の施策の見直しについて	26
11. 実施に向けた取り組み	27
12. 有料化実施時期	27
13. 本方針について	27

1. はじめに

2015年9月、国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、食品ロスの削減や資源の効率化、海洋プラスチックごみ対策について国際的な関心が高まり、各国において大きく取り組みが進んでいます。

国においても、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、同月『プラスチック資源循環戦略』を策定。6月にはG20大阪サミットにおいて海洋ごみに関する合意がとりまとめられるなど、国内外において廃棄物に係る新たな方向性が示されています。

市では、令和元年度に不燃ごみの分別区分見直しを約21年ぶりに行い、ペットボトルの単独分別収集、プラスチック製の包装・袋類の資源化を開始し、ごみの分別や資源化の取り組みを進めたところです。一方、ごみ処理手数料については、平成17年に可燃ごみの指定ごみ袋制による有料化を実施して以降、施策の大きな見直しや新たな取り組みを行っていません。

しかしながら、こうした間にも、人口減少や高齢化、ライフスタイルなど、市民生活や地域のかたちは変化しており、持続可能な地域づくりに向けては、市民や事業者の皆さんに、ごみに関連する行動や習慣の見直しを行う必要が生じています。

このような中、長期的視野に立った廃棄物減量施策の推進と処理体制の構築、施設の整備を進める必要があるものと考え、平成31年（2019年）3月、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会に対し、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し、並びに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて諮問しました。

そして、令和元年11月26日に審議会から、ごみ処理手数料の見直しは市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、公平な受益者負担の実現において有効であり、導入すべきとの中間答申を提出いただきました。

市としましては、この中間答申を受け、ごみ処理手数料の見直し方針を策定し、手数料見直しと市民サービスの充実等、関連する施策の具体化を図っていきます。

2. 検討の背景とこれまでの経過

(1) 舞鶴市でのごみ減量・リサイクルの状況

舞鶴市では、平成 10 年にリサイクルプラザを供用開始し、不燃ごみの 6 種 9 分別収集を市内全域で実施し、現在のリサイクル体制を整備しました。また、平成 17 年にはごみの減量を目的に、指定ごみ袋制による可燃ごみの有料化を行い約 20% のごみを減量しました。

令和元年度からは、ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製の包装・袋類の分別収集、資源化を行うため、不燃ごみ 7 種 9 分別収集を開始し、本市のプラスチックごみのリサイクル体制の推進を図ったところです。

【舞鶴市のごみ処理の歩み】

H10.5	リサイクルプラザ供用開始 不燃ごみ 6 種 9 分別収集を全市で実施
H11.5	粗大ごみの戸別収集の有料化
H17.10	可燃ごみ有料化実施
H31.4	不燃ごみ 7 種 9 分別収集を全市で実施

こうした取り組みと並行し、紙ごみの分別収集や集団回収への報奨金制度、出前講座やごみ減量啓発チラシの配布など、さまざまな形でごみの減量・資源化を図ってきました。

ごみについては、資源化できるものを分別する「リサイクル」はもちろん重要になりますが、ごみを減らす、ごみにせず再利用するといった、ごみの「リデュース」や「リユース」といった取り組みの重要性がさらに高いとされています。

(2) 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の議論

① 経過

ごみ処理手数料の見直しについては、発生抑制、分別推進の観点から本市でもさらなる取り組みを進める必要があるとし、平成 28 年に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においても見直しを図るべき主な施策に位置付けています。

令和 2 年には一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が 5 年目を迎えるため、計画の中間見直しに先立ち、不燃ごみの有料化や現在の可燃ごみ処理手数料等、ごみ処理手数料の見直しについて審議会に審議をお願いしました。（平成 31 年 3 月 26 日諮詢）

②中間答申

審議会では5回にわたる審議を経て、令和元年11月26日に「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について中間答申を市長に提出いただきました。

中間答申では、不燃ごみのうち「埋立ごみ」「ペットボトル」「プラスチック容器包装類」の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収と合わせて、収集回収の拡充等の市民サービスの向上を本市で実施すべきとされています。

中間答申の概要は次のとおりです。

【中間答申抜粋】

埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市においても導入すべきである。

あわせて不燃ごみの収集回数の拡充や戸別収集等の排出困難者への支援は、第4期審議会でも答申しているとおり、市民の利便性向上と資源化の推進にもつながるため、手数料見直しのタイミングと合わせて実施するよう要請する。

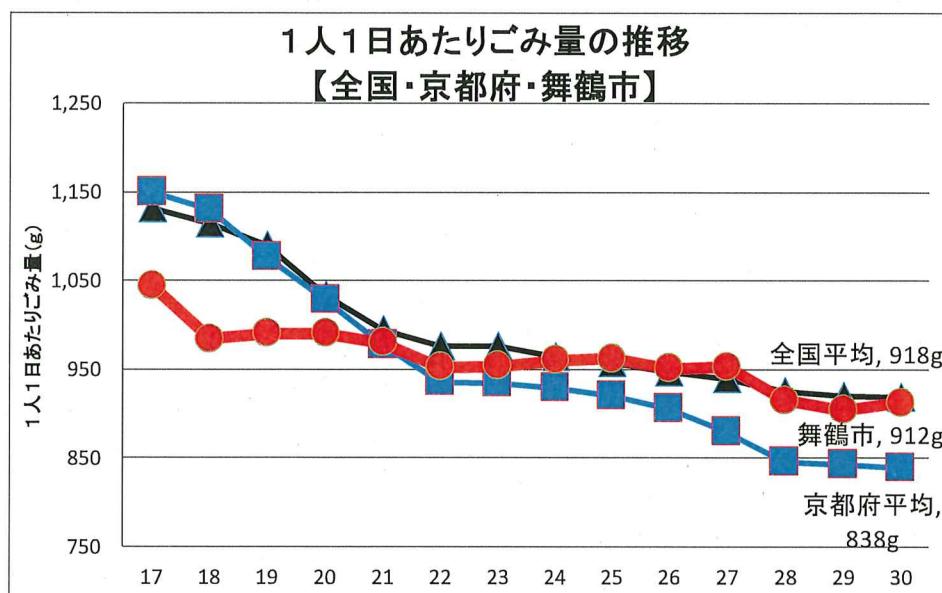
一方で、この度の手数料の見直しにより、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

- 新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。
- 本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその使途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。特に以下の点をしっかりと伝えること。
 - ・不燃ごみの分別区分の見直しにより分別は進むことになったが、本市の1人1日あたりごみ排出量は全国的にも多く、今の環境をよりよい形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が不可欠であること。
 - ・人口減少に伴う市民1人あたりのごみ処理費用増加、施設更新の必要性、施設維持に要する各種資機材や人件費の高騰、消費税増税等により費用が増加しており、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではないこと。
 - ・施設への直接搬入增加が施設周辺の環境悪化や施設の運営費用増加につながっており、さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねないこと。

(3) 舞鶴市のごみの現状

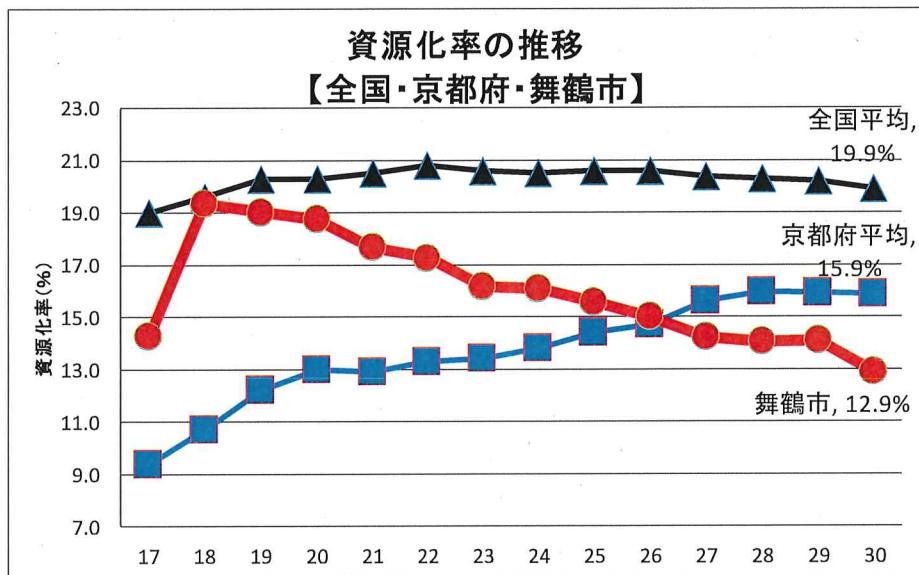
現在の舞鶴市のごみの状況については、ごみ減量の指標となる 1 人 1 日あたりのごみ排出量では、可燃ごみを有料化した平成 17 年には 1043g であったものが、平成 30 年には 912g となり、減少傾向にあります。

しかしながら、平成 17 年の時点では、舞鶴市は京都府や全国よりもごみ減量が進んでいましたが、平成 30 年の環境省の調査によると京都府平均よりもごみ量が多く、府内 15 の市と比較しても 3 番目の多さとなっており、ごみの発生抑制・減量に向けたさらなる取り組みが必要となっています。



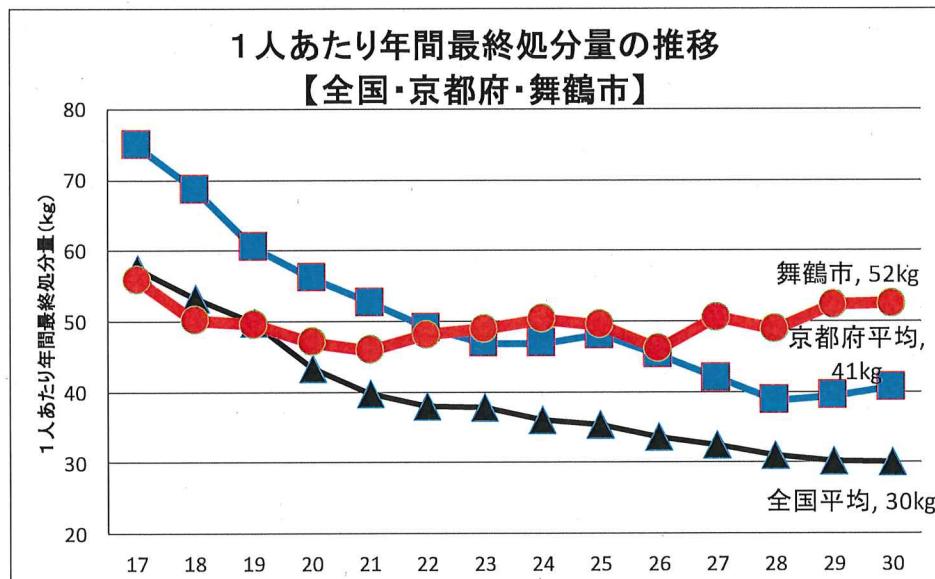
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	976	964	958	947	939	925	920	918
京都府平均	1,150	1,130	1,076	1,028	978	936	934	929	920	906	880	845	843	838
舞鶴市	1,043	984	990	990	979	952	953	960	962	950	953	915	903	912

資源化率については、平成 18 年は 19.3%で、現在よりも多くのごみが資源化されていました。しかし、平成 30 年度には 12.9%と、全国的にも、また、京都府内の自治体と比較しても低く、府内 15 市中では 14 番目であり、さらなるごみ分別・資源化の取り組みが必要な状況にあります。



年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全国平均	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9
京都府平均	9.4	10.7	12.2	13.0	12.9	13.3	13.4	13.8	14.4	14.7	15.6	16.0	15.9	15.9
舞鶴市	14.3	19.3	19.0	18.7	17.7	17.3	16.2	16.1	15.6	15.0	14.2	14.1	14.1	12.9

最終処分量では、1人あたりの年間最終処分量を見ると、京都府内の他自治体よりも最終処分場への埋立量が多く、処理の効率化と埋立量の削減が必要な状況となっています。



年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全国平均	57	53	50	43	40	38	38	36	35	34	33	31	30	30
京都府平均	75	69	60	56	53	49	47	47	48	45	42	39	39	41
舞鶴市	56	50	50	47	46	48	49	50	49	46	51	49	52	52

ごみの排出量に関しては、国では第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和5年度を目標年次として、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を440gに、家庭系食品ロス量を半分に、また、埋立ごみ量を70%削減するとしています。

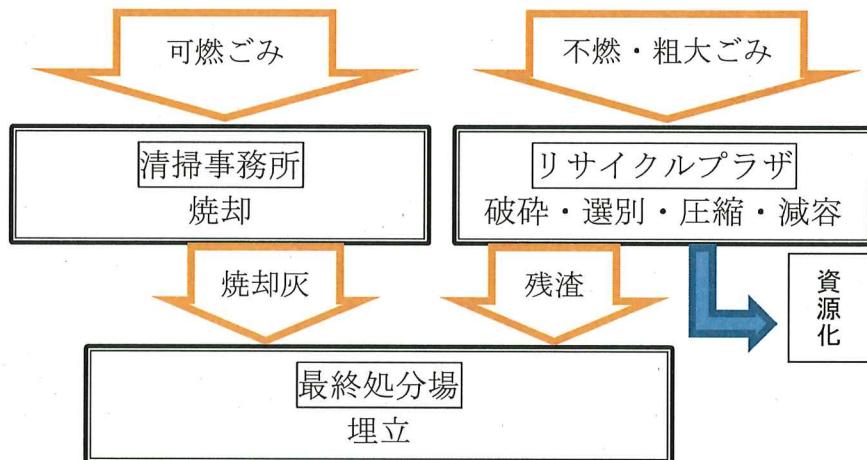
こうした中、本市のごみに関しては、まだまだ減量や資源化、効率化の余地が大きく、市民、事業者、行政のそれぞれがこうした大きな目標を意識して、さらなる取り組みを進める必要があります。

(4) 舞鶴市のごみ処理施設の状況

①施設整備・維持管理について

本市では、可燃ごみを焼却する清掃事務所、不燃ごみ・粗大ごみを中間処理するリサイクルプラザ、焼却灰や不燃ごみの残渣物を埋立する最終処分場を保有し、一般廃棄物の処理を行っています。

【ごみ処理の流れ】



適正なごみ処理体制を維持するためには、大規模な施設整備・改修が必要となります。

現在、老朽化した清掃事務所の長寿命化工事と、令和3年度までに埋立容量に達する最終処分場の増設工事を進めているところであります。近年中にはリサイクルプラザの大規模改修が必要な状況にあります。

施設延命化等の状況	
清掃事務所 (第1工場 H5.3供用) (第2工場 S58.3供用)	<ul style="list-style-type: none"> 清掃事務所（焼却施設）長寿命化工事 <p>事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：約38億円 処理能力：120t/24H 供用期間：令和6年度～（15年間）</p>
リサイクルプラザ (H10.3供用)	施設供用から約20年が経過し、近年中には大規模な改修が必要となっているが、実施時期は未定。
最終処分場 (H22.4供用)	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場整備工事（増設） <p>事業期間：平成26年度～令和3年度（令和元年着工） 事業費：約14億円 ※埋立地のみの増設 埋立容量：12万3千m³ 供用期間：令和4年度～（15年間） (その後は新たな施設を整備)</p>

いずれの施設も本市のごみ処理体制の維持に不可欠な施設であり、ごみ処理を滞らせることが無いように、次の施設整備に向けた準備を進めなければなりません。

しかしながら、廃棄物処理施設の建設には、計画から整備までに10年以上の長い年月を要し、施設整備費も多額になります。

焼却施設については整備費用が特に大きくなりますので、コストダウンを図るためにできるだけ小さな施設を作ることを目指さなければなりません。

また、ごみの埋立地（最終処分場）はどこにでも整備できる施設ではなく、整備には多額の費用を要し、さらには跡地利用も困難であることからできる限り長く使う必要があります。

ごみ処理施設の整備では、市民の皆さんが出すごみの量を基にして将来の施設規模を決定します。このため、ごみを減らせば、施設の建設や維持管理に要する将来の財政的な負担を軽減することができ、また、ごみの埋立地整備やごみの焼却によるCO₂の削減等の環境面での将来世代の負担を軽減することにもなります。

このため、今の市民の皆さんに最大限のごみ減量に取り組んでいただく必要があります。

②施設周辺環境の維持について

本市のごみ排出は、施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して、「収集」を基本としています。

しかし、施設への直接搬入台数は年々増加しており、20年前と比較すると、清掃事務所に搬入する生活ごみの台数は4倍の20万台に、リサイクルプラザへの搬入台数は2倍の12万台となっており、全搬入車両約36万台のうち96%が直接搬入車両が占め、他市に比べても直接搬入の割合が多い状況にあります。

搬入台数の増加に伴い、施設周辺の環境悪化や道路渋滞など、生活環境や事業活動への影響が発生し、施設運営面においても、施設での誘導や分別指導、設備等に特別な費用を要することになっています。

このような搬入台数の増加が今後さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることにもなりかねません。

また、不燃ごみについては近隣自治体では有料化されていますが、本市では無料で受け入れをしていることもあり、市外在住者や事業者による不適正なごみ搬入が行われ、舞鶴市民の負担が増加する結果となっており、施設搬入時の展開検査など受け入れ体制の強化も必要となっています。

3. ごみ処理費用と手数料の状況

(1) ごみ処理費用の状況

市のごみ処理においては、ごみの収集や中間処理、最終処分の過程で様々な費用が必要となります。ここでは、主に施設の運転や維持管理に要する費用について、総額、1キログラムあたりの費用、市民1人あたりの費用を整理しています。

①ごみ処理費用の状況（H28～H30の3年間平均）

（単位：千円）

	収集運搬	中間処理	最終処分他	合計
可燃ごみ	282,290	522,048	64,291	868,629
不燃ごみ	155,475	222,947	52,298	430,720
計	437,765	744,995	116,589	1,299,349

ごみ処理費用の内訳

（単位：千円）

	収集運搬	中間処理	最終処分他	合計
可燃ごみ				
可燃ごみ	282,290	499,508	64,291	846,089
直接搬入費用	—	22,540	—	22,540
不燃ごみ				
金属類	32,547	10,567	689	43,803
空缶類	16,622	5,824	364	22,810
ペットボトル・ プラ容器類	49,886	54,150	8,385	112,421
埋立ごみ	32,769	57,898	31,643	122,310
ビン茶	6,085	4,086	303	10,474
ビン白	9,007	5,646	419	15,072
ビンその他	2,709	1,823	135	4,667
有害ごみ	1,837	4,873	362	7,072
粗大ごみ	4,013	51,949	9,998	65,960
直接搬入費用	—	26,131	—	26,131
計	437,765	744,995	116,589	1,299,349

②1 キログラムあたりのごみ処理費用（H28～H30 の 3 年間平均）

	(単位：円)			
	収集運搬	中間処理	最終処分他	合計
可燃ごみ				
可燃ごみ	20	22	3	45
直接搬入費用	—	5	—	5
不燃ごみ				
金属類	266	47	3	316
空缶類	266	49	3	318
ペットボトル・ プラ容器類	122	65	10	197
埋立ごみ	59	48	28	135
ピン茶	62	30	2	94
ピン白	62	29	2	93
ピンその他	62	29	2	93
有害ごみ	71	142	10	223
粗大ごみ	137	56	11	204
直接搬入費用	—	14	—	14

③市民 1 人あたりのごみ処理費用（H28～H30 の 3 年間平均）

	(単位：円)			
	収集運搬	中間処理	最終処分他	合計
可燃ごみ				
可燃ごみ	3,488	6,183	794	10,465
直接搬入費用	—	267	—	267
不燃ごみ				
金属類	403	130	9	542
空缶類	206	72	5	283
ペットボトル・ プラ容器類	617	699	104	1,420
埋立ごみ	405	715	391	1,511
ピン茶	75	50	4	129
ピン白	111	70	5	186
ピンその他	34	23	2	59
有害ごみ	23	60	4	87
粗大ごみ	50	642	124	816
直接搬入費用	—	323	—	323
計	5,412	9,234	1,442	16,088

ごみ処理費用については、施設の運転や維持管理に要する費用以外にも、施設の建設や大規模修繕を行う年度には多額の建設工事費を要することになります。

こうした大規模な工事を実施する際には、起債(借金)を行う必要が生じ、本市のごみ処理施設の整備にかかる起債の元利償還金は、令和元年度には約 1 億 2 千万円となっていますが、清掃事務所の長寿命化工事や最終処分場整備にかかる借入金の償還が増加することもあり、令和 10 年度には約 4 億 2 千万円になるものと見込んでいます。

(2) 収入の状況

① 可燃ごみ処理手数料 (H28~H30 の 3 年間平均)

可燃ごみの処理手数料の収入は、約 1 億 6800 万円となっていま
す。

これらの手数料は、指定ごみ袋作成費用のほか、清掃事務所の維持
管理やごみ減量啓発事業、不法投棄対策等の事業費に充てています。

しかし、こうした手数料の収入だけで可燃ごみ処理はできません。

現在は、可燃ごみ処理費用（約 8 億 6862 万円）に対して手数料は約
19%、ごみ処理費用全体（約 12 億 9900 万）の約 13%となつてお
り、残りは市の一般財源（市税等）を充ててごみ処理を行っています。

(単位：千円)

1. 不法投棄防止対策事業費 (主な事業) 不法投棄パトロール	5,356
2. 環境美化推進事業費 (主な事業) ボランティアごみ回収、専用袋作成	8,253
3. ごみ減量化推進事業費 (主な事業) 指定ごみ袋・紙おむつ類専用袋作成、古紙回収報奨金	79,803
4. 生ごみ堆肥・減容化推進事業費補助金	288
5. ごみ分別ルールブック作成	2,386
6. 地域ごみ集積箱設置費補助金	383
7. 清掃事務所施設管理経費	71,750
合 計	168,218

② 資源物の売却収入 (H28~H30 の 3 年間平均)

(単位：千円)

可燃ごみ関係	
古紙	1,830
不燃ごみ関係	
金属類	12,416
食用びん	188
ペットボトル	4,969
発泡スチロール	44
CD・プラスチック	79
小型家電	629
合理化拠出金	404
合 計	20,560

(3) 本市のごみ処理の課題

- ① 1人1日あたりのごみ排出量が多く、持続可能な地域づくりや、将来の世代のことを考えると、今の舞鶴に住んでいる皆さんの協力が不可欠です
- ② ごみ処理体制や施設を維持するためには手数料の見直しが必要です
- ③ 清掃事務所とりサイクルプラザへの直接搬入は飽和状態となっており、抑制策の導入が不可欠です

不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収の導入に向けては、市民の理解と協力が不可欠です。

本市のごみ処理においては様々な課題がありますが、廃棄物減量等推進審議会からは、持続可能な地域づくりや、将来の世代のことを考えると『危機的な状況』と指摘を受けており、いま舞鶴に住む市民の皆さんにしっかりと説明する必要があるとの提言を受けています。

- ① 1人1日あたりのごみ排出量が多く、現世代の協力が不可欠
不燃ごみ7種9分別の実施により分別区分が増え、ごみの分別・リサイクルが進むことになりましたが、本市の1人1日あたりごみ排出量は全国的にも多い状況にあります。

今の舞鶴市の環境をよりよい形で次の世代へつないでいくため、そして、将来的な焼却施設や不燃ごみの処理施設をできるだけ小さい規模にし、市民の将来的な財政負担を減らすためには、有料化による現世代の協力が不可欠となっています。

- ② ごみ処理体制や施設を維持するため、手数料の見直しが必要
人口減少やごみ減量の取り組みもありごみ排出量は年々減少していますが、ごみ処理施設は長く使用する施設であるため、今の規模を直ちに小さくすることはできません。こうした中、施設維持に要する各種資機材や施設の維持管理費、人件費の高騰、消費税率の見直しにより、ごみ処理に要する費用は年々増加傾向にあります。

市ではこうした費用の圧縮に努めているところですが、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設の維持に十分な水準とはなっていません。

ごみの有料化施策については、全国 58%の市区で実施しており、本市では平成 17 年に可燃ごみの有料化を実施しました。

本市に隣接する自治体では、すべての市や町で、可燃ごみだけではなく不燃ごみについても有料化や指定ごみ袋制を導入しており、また、資源ごみの有料化多くの自治体で導入しています。

こうした中、長年にわたり不燃ごみの処理を無料としてきた本市においても施策の見直しが必要となっています。

③ 清掃事務所とリサイクルプラザへの直接搬入が飽和状態

清掃事務所とリサイクルプラザへの直接搬入が増加しており、施設周辺の環境悪化や施設の運営費用の増加につながっています。

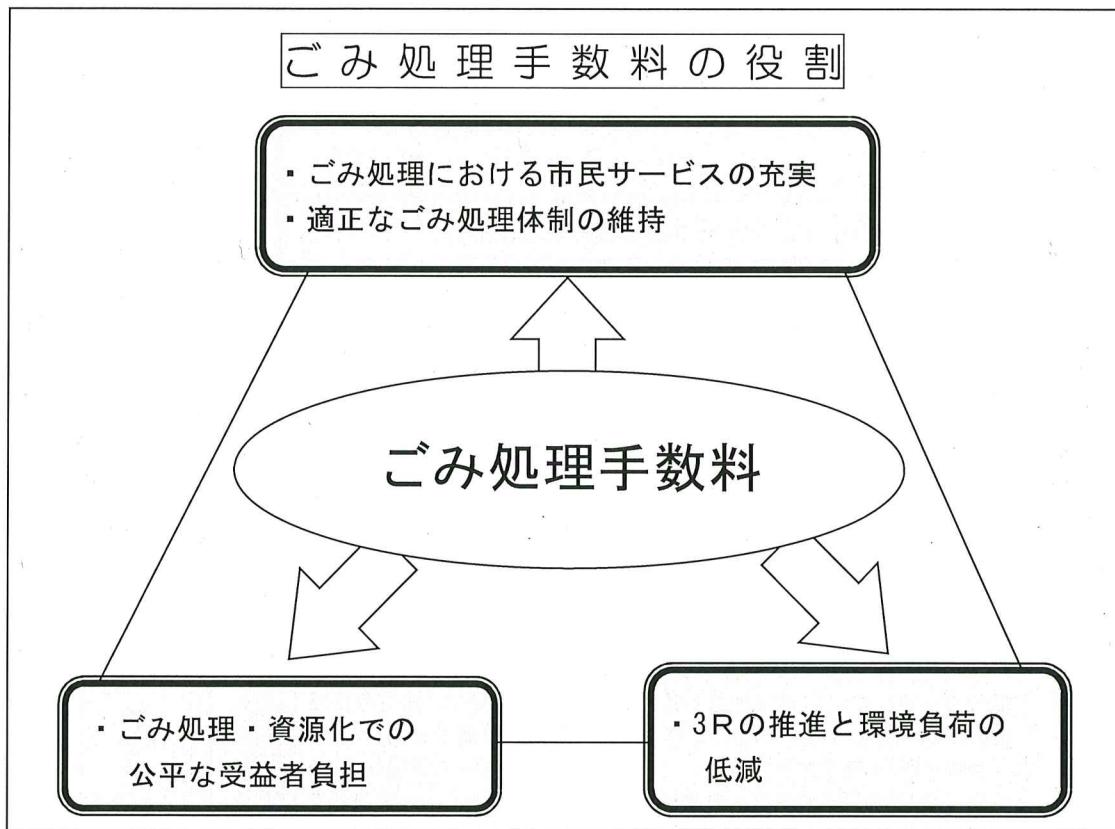
今後、さらに搬入台数が増加すると、施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねない状況にあります。

施設周辺の地域の皆さんには、廃棄物施設の建設や日々の運営にご理解とご協力をいただいています。施設が所在する地域の生活に大きな影響が生じることの無いように円滑な施設運営を図る必要があります。

4. 手数料の見直しの目的

(1) ごみ処理手数料の役割

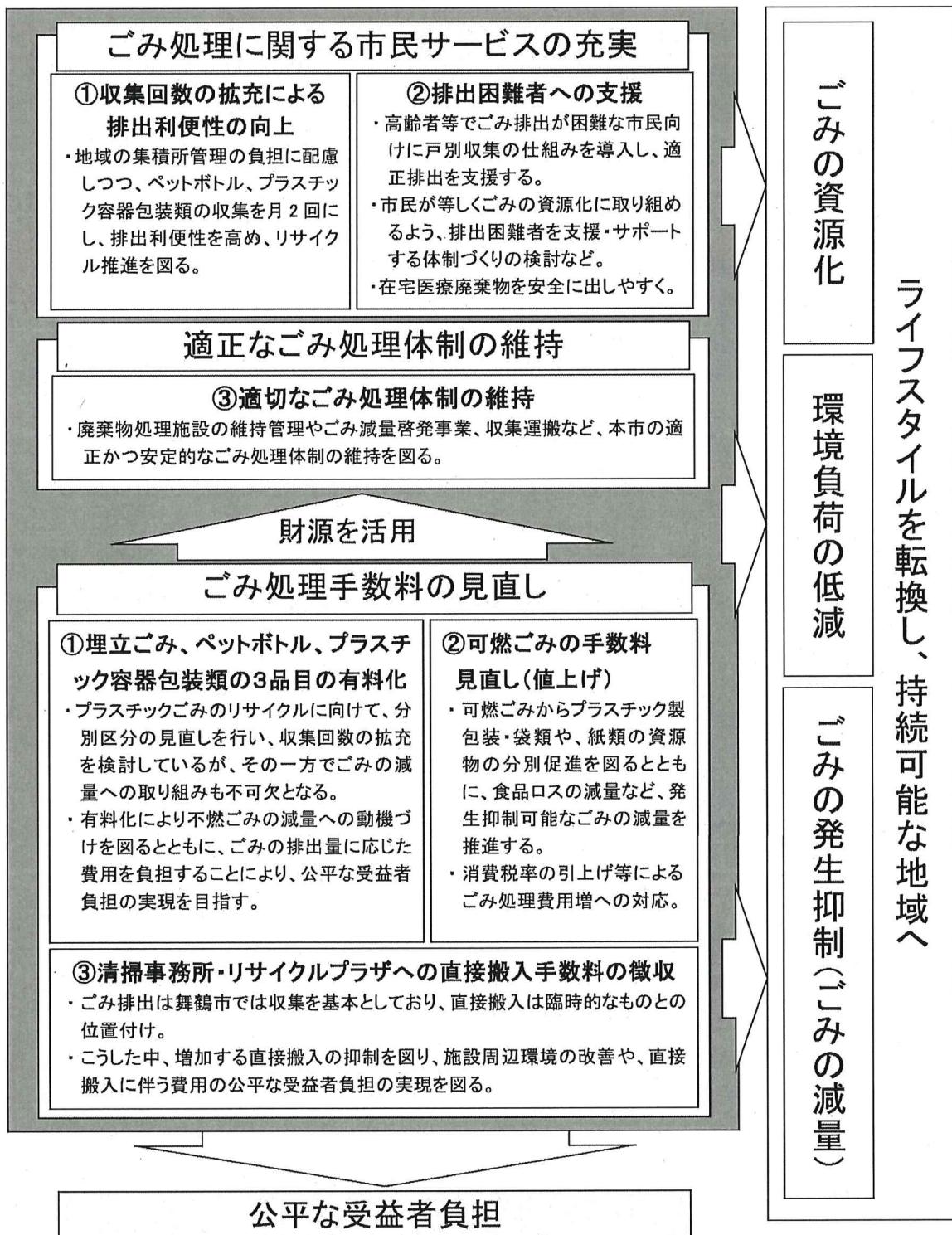
ごみ処理手数料は、「ごみ処理における市民サービスの充実、適正なごみ処理体制の維持」「ごみ処理・資源化での公平な受益者負担」「3Rの推進と環境負荷の低減」を推進するための制度的・財政的な基盤となっています。



(2) 見直しの概要と目指すところ

今回の手数料見直しは、不燃ごみの一部品目の有料化や可燃ごみ手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収の導入に合わせて、収集回数の拡充や排出困難者への支援を行うことにより、ごみの発生抑制と資源化、環境負荷の低減を図り、市民のライフスタイルの転換と持続可能な地域づくりを進めようとするものです。

こうした一連の施策は、SDGs 未来都市である本市が、『便利で豊かな田舎暮らしの実現』に向けて取り組むものです。



5. 手数料見直しの内容

- 不燃ごみ3品目（『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』）を指定ごみ袋制による有料化の対象にします。
- 可燃ごみ処理手数料の水準の見直し（値上げ）を行います。
- 清掃事務所、リサイクルプラザにおける直接搬入の受付時に、処理費用とは別に手数料を徴収します。

		現在	見直し後
ごみ品目		有料化状況	有料化状況
不燃ごみ	埋立ごみ	無料	有料化（新規）
	ペットボトル		
	プラスチック容器包装類	無料	
	食用びん類（3分別）		
	飲料用缶		
	金属類		
	有害ごみ		
可燃ごみ		有料	有料（値上げ）
粗大ごみ			
紙ごみ	新聞紙、ダンボール、 その他の紙	無料	無料
粗大ごみ戸別収集		有料	有料
清掃事務所、リサイクルプラザへの 直接搬入の受付		無料	有料化（新規）

(1) 不燃ごみ3品目（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化

①有料化の対象品目について

不燃ごみの有料化については、最終処分場への負担が大きいこと、ごみ処理や資源化を図る際の効率性、昨今のプラスチックごみの削減に関する国内外の動向を考慮し、『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の3品目を新たな有料化の対象品目としました。

本市で不燃ごみや粗大ごみとして分別されているごみのうち、約40%は最終的に埋立処理をされています。

中でも、『埋立ごみ』については、そのほとんどは資源化できず、分別名称のとおり埋立するしかありません。

また、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』については、汚れがあるものや分別の間違いが多いため、リサイクルプラザでは人の手によって選別しなければならず、処理効率の悪いごみです。さらには、汚れがあるものや、分別を間違っているものは資源化できないため、最終的には埋立せざるを得ません。このため、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』については発生抑制、つまり、できるだけ使わず、ごみを発生させないことがとても重要になります。

このように、埋立地への負担の大きさや処理効率・処理費用の観点から、『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の3品目の有料化が必要となっています。

②適正なごみ処理の維持

不燃ごみの処理は、家庭で不要となった物を回収し、環境への負担ができる限り小さくなるように処理するもので、良好な生活環境という価値を維持するための事業です。

本市ではこれまですべての不燃ごみの処理を無料としてきましたが、その実施に当たっては市税等の一般財源が充てられています。

不燃ごみの有料化は、不燃ごみ処理の費用の一部を、市税等の財源ではなく、ごみを出す人がごみ処理の対価として支払うようとする制度の見直しで、ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担を実現するものです。また、制度見直しにより、ごみ処理体制の維持を図り、ごみ出しの利便性の向上を図るために仕組みもあります。

③さらなるごみ発生抑制

不燃ごみの有料化はごみ処理に価値付けを行うことです。つまり、ごみの処理には費用や手間を要しており、ごみの処理は無料でできるものではないこと、また、リサイクルできる資源の売却費用は、処理費用に対してわずかな金額であることを市民の皆さんに理解いただくことによって、ごみ減量の動機付けを行い、同時に、最終処分量の削減等の環境負荷を低減しようとするものです。

④有料化の方法

現行の可燃ごみ処理手数料と同様に、『指定ごみ袋制』を採用し、指定ごみ袋の購入時にごみ処理手数料を納付する方式とします。

また、ごみを出す人に減量の働きかけ、ごみ減量に取り組む人とそうでない人との公平を図る観点から、ごみ袋の購入枚数に応じて手数料を支払う『単純従量制』を採用します。

(2) 可燃ごみ処理手数料の値上げ

現在の可燃ごみ処理手数料の水準の見直し（値上げ）を行います。

①さらなるごみ発生抑制

本市のごみのうち、約8割が可燃ごみであり、可燃ごみの出し方を見直すため平成17年に可燃ごみの有料化を実施し、約20%のごみを減量しました。

しかしながら、有料化から約14年が経過する中で、全国的にも、京都府内においてもごみ減量の取り組みが進められており、本市においてもさらに削減する必要が生じています。

本市の可燃ごみの現状を見ると、資源化できる紙類が多く含まれており、全国的には可燃ごみの約30%が紙類と推計されていますが、本市では可燃ごみの約40%が紙類で、その半分の20%程度は資源化可能な紙類となっています。また、家庭から排出される可燃ごみを調査した結果、本市の可燃ごみには、いわゆる食品ロスと呼ばれる手つかず食品や食べ残しが8%程度排出されていると推定しています。

ごみ減量への社会的要請が高まる中、ごみ減量に取り組む市民とそうでない市民の間での取り組みの差は拡大しています。このため、ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担の実現を目指すことが必要となっています。

②適正なごみ処理の維持

市では清掃事務所での大規模な施設改修と最終処分場の整備を実施しており、適正なごみ処理を維持するための財源確保が喫緊の課題となっています。また、ごみ処理施設には機能の拡充や高度な処理が求められ、将来的な費用の増加が懸念されます。

さらには、人件費や材料費の高騰などにより、施設の整備・維持に要

する経費は増加傾向にあるため、施設維持と経費削減の両立が難しい状況になっています。

このため、全国の自治体や近隣他市においても消費税相当分の料金改定や、ごみの発生抑制を推進するための手数料の値上げが行われています。

(3) 直接搬入受付時の手数料徴収

ごみ処理施設での受け入れ体制整備等に要する特別な費用については利用者が負担する仕組みとし、清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入時に手数料を徴収します。これにより、直接搬入台数の抑制と、直接搬入を利用する人・しない人との間の公平な受益者負担の実現を図ります。

6. ごみ排出利便性の向上について

ごみ処理手数料の見直しに合わせて、次の施策を実施します。

- 『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の月2回収集
- ごみ出しができない高齢者等へ戸別収集
- 在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

(1) 『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』を月2回収集とする

不燃ごみ7種9分別の実施により、プラスチックごみの資源化を進めることとなりましたが、その一方で、家庭で保管するごみ量が増加しており、さらなる分別推進に向けた課題となっています。

このため、不燃ごみのうち、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の2品目については、現在の月1回の収集から月2回の収集とし、排出機会の拡充を図ることにより、家庭での負担軽減とさらなるプラスチックごみの資源化推進を図るもので

(2) 高齢者等への戸別収集の実施

高齢等により自宅からごみステーションに排出できない場合で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用した戸別収集を行います。

この戸別収集は、一部自己負担によるものを検討しています。

(3) 在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

在宅医療で排出される点滴・透析バッグ等の不燃ごみは、感染の懸念があるため地域の不燃ごみ集積所には出せず、可燃ごみとしても出せないため、リサイクルプラザに直接搬入することとしています。

また、こうした不燃ごみは、家庭でのごみ減量が難しく、在宅医療を行う家庭での負担が増加することにもなっています。

このため、在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等の不燃ごみについては、一定の要件のもとで専用袋を配布するなど、安全に排出し、収集することができるような負担軽減や仕組みづくりを行います。

※この支援策は個人を対象とするもので、医療機関等の事業者が排出する廃棄物はこれまでから市では回収しておらず本支援事業の対象外です。また、注射針等の感染のおそれがある廃棄物は市施設では処理ができないためこれまでどおり医療機関等で回収し、適正に処理をしていただくことになります。

7. 手数料の見直しに伴うごみの出し方の変更点

(1) 『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』を集積所に出す時

● 変更点

- ・指定ごみ袋取扱店で購入し、指定ごみ袋に入れて不燃ごみ収集日に地域のごみ集積所に出してください。（袋の規格は別記）
- ・指定ごみ袋に入らないサイズのごみは粗大ごみとして戸別収集を依頼するか、又は、リサイクルプラザに直接搬入してください。（直接搬入の場合には搬入時に手数料が必要です）※

※ 扇風機などの簡単に分解できるごみは、指定ごみ袋に入れて集積所に排出いただけます。

		現在	見直し後
ごみ品目		ごみの出し方	ごみの出し方
可燃ごみ		「指定ごみ袋」を使用	「指定ごみ袋」を使用
不燃ごみ	埋立ごみ	透明または半透明袋を使用	「指定ごみ袋」を使用
	ペットボトル	透明袋を使用	「指定ごみ袋」を使用
	プラスチック容器包装類	透明袋を使用	コンテナ
	食用びん類(3分別)	コンテナ	コンテナ
	飲料用缶	コンテナ	コンテナ
	金属類	コンテナ	コンテナ
	有害ごみ	コンテナ	コンテナ
	紙ごみ(新聞紙、ダンボール、他の紙)	ひもでしばる	ひもでしばる

- 不燃ごみの一部有料化でも変わらないルール
 - ・ 事業活動から発生する不燃ごみは産業廃棄物として処理してください。
市の収集やリサイクルプラザへの持ち込みはできません。
 - ・ 50センチ以上の傘は、指定ごみ袋に入れて集積所に排出してください。
 - ・ ペットボトルとプラスチック容器包装類は必ず分別してください
 - ・ ペットボトルは潰さずに出してください。

(2)『不燃ごみ』をリサイクルプラザに直接搬入する時

- 有料化の対象となる『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』は指定ごみ袋に入れて搬入してください。
- その他の品目は、これまで通りあらかじめ家庭で分別してから搬入してください。

洗っていないペットボトル・プラスチック容器包装類や、処理ができないごみについては持ち帰りになります。

8. 不燃ごみ3品目の「指定袋」の規格、販売

(1) 指定袋のサイズ

	埋立ごみ	ペットボトル	プラスチック 容器包装類
袋仕様	透明袋(桃色)	透明袋(無色) ※同一の袋を使用する ※ペットボトルとプラスチック容器包装類を 分けて排出する(混合しない)	
サイズ	20L、30L、45L	20L、30L、45L	20L、30L、45L

- 事業所から発生する不燃ごみは、指定ごみ袋制度の対象ではありません。
- 事業所から排出される不燃ごみは、事業所の負担により産業廃棄物として処理してください。不燃ごみの定期収集には出さないでください。また、リサイクルプラザへ持ち込むこともできません。

(2) 指定袋の販売

- 新たな指定ごみ袋は、可燃ごみの指定ごみ袋取扱店で取り扱いいただくよう各店に協力を依頼予定。

9. 手数料の料金水準について

(1) 不燃ごみ3品目の処理手数料の水準（ごみ袋の価格）について

①手数料の料金水準に係る基本事項

本市のごみ処理費用、他市での手数料水準、産業廃棄物処理費用などを考慮して手数料を設定します。

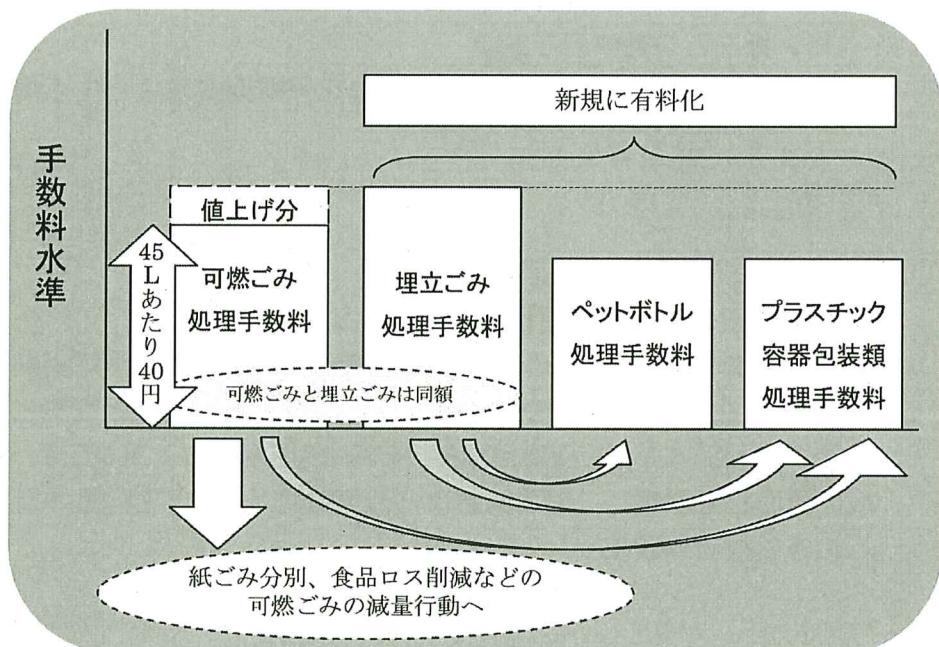
②『埋立ごみ』の手数料水準について

『埋立ごみ』の手数料水準は『可燃ごみ』の処理手数料を目安とします。

③『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』

分別促進を図りつつ、発生抑制にも誘導し、プラスチックごみの削減を進めることを考慮した手数料とします。

《新たなごみ処理手数料のイメージ》



※本イメージ図は、有料化されるごみ種別ごとの値上げ幅や手数料額を表すものではありません。

(2) 直接搬入時の手数料の水準について（清掃事務所、リサイクルプラザ）
直接搬入の受付およびごみの排出指導に係る人件費を基に手数料を設定します。

(3) 手数料負担の軽減等

公平な受益者負担の実現に配慮しつつ、次の施策を実施します。

①今後の取り組み

ア) 在宅の腹膜人工透析等により多量のプラスチック容器包装を排出する場合の負担軽減を検討

イ) 小売店等でのプラスチック容器類やペットボトルの回収の充実、簡易包装の推進の要請

②従来の負担軽減策（継続）

ア) 自治会、ボランティアによる清掃活動専用ごみ袋

イ) 紙おむつ類専用ごみ袋

ウ) 大規模災害により多量の廃棄物を一時期に発生し生活復旧に緊急性があると認められる場合

10. 他の施策の見直しについて

(1) これまでの施策の見直しについて

ペットボトル、プラスチック容器包装類については、指定袋制による有料化と、月2回収集開始のタイミングで拠点回収ボックスを廃止します。

その他のごみ減量・資源化施策の効率化や見直しについては、令和2年度に見直しを予定している舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの中で検討します。

(2) 新たな施策について

ア) 小売店に対して店頭回収の実施や品目の拡充、簡易包装実施について要請します。

イ) 環境省のレジ袋有料化方針に沿って、市として必要な取り組みを実施します。

11. 実施に向けた取り組み

(1) 広報等

- ・広報紙、市ホームページへの掲載等を活用した広報・周知
- ・説明会の開催等

(2) 円滑な移行支援

- ・不燃ごみの有料化後は、排出ルールの定着の状況を見定めながら、地域事情に応じて段階的に立ち番の任意化を進めることも検討します。
- ・不法投棄防止パトロールの実施や啓発看板の提供など、不法投棄防止の取り組みを継続します。

(3) 適正排出に向けた取り組み

- ・集積所におけるごみ出しのルール違反や不法投棄に対し、啓発や監視・指導の徹底に努めます。

(4) ごみに関する市民理解に向けて

- ・ごみ量や資源化率、最終処分量など本市のごみの状況やごみの組成、ごみの種別に応じた処理原価、処理に要する費用、手数料収入の状況等をとりまとめ、定期的に公表します。

12. 有料化実施時期

令和2年5月	・パブリックコメント実施
令和2年8月	・方針策定
令和2年9月	・条例改正案（手数料額）・補正予算案を議会に提出
令和2年10月～	・住民説明会開始、広報の実施
令和3年7月	・不燃ごみ有料化開始・月2回収集（ペットボトル・プラスチック容器包装類）の実施 ・排出困難者戸別収集支援の実施

13. 本方針について

本方針は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに際して策定するものです。

今後も、廃棄物施策の状況、市の財政状況を考慮し、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に合わせ、5年毎を目安に見直しを検討します。

ごみの有料化施策とは？

- ・環境省では、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化を推進しています。
- ・同省が作成する『一般廃棄物有料化の手引き』では、「有料化の目的及び期待する効果」を次のとおり整理しています。

《有料化の目的及び期待する効果》

<p>①排出抑制や再生利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け） ・最終処分場の延命化、焼却処分量の削減、温室効果ガス排出抑制 ・手数料の料金水準に差を設け、分別の促進及び資源回収量が増加 	<p>②公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量に応じて手数料を徴収し、より費用負担の公平性が確保
<p>③住民や事業者の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革 ・簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進 ・分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制 	<p>④その他の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理量や最終処分量が減量され、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用を低減 ・手数料収入を分別収集及びリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで循環型社会を構築

こうしたごみの有料化施策は全国 58% の市区で実施しており、そのうち 32% の自治体では資源ごみも有料にしています。(2018 年東洋大学山谷修作教授調べ)

本市に隣接するすべての市町でも不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制を実施しており、多くの自治体で資源ごみについても有料化しています。

